「小学校の校庭面積一覧」及び「不足している面積一覧」

平成３０年　第２回定例会
幸野議員作成
一般質問資料③

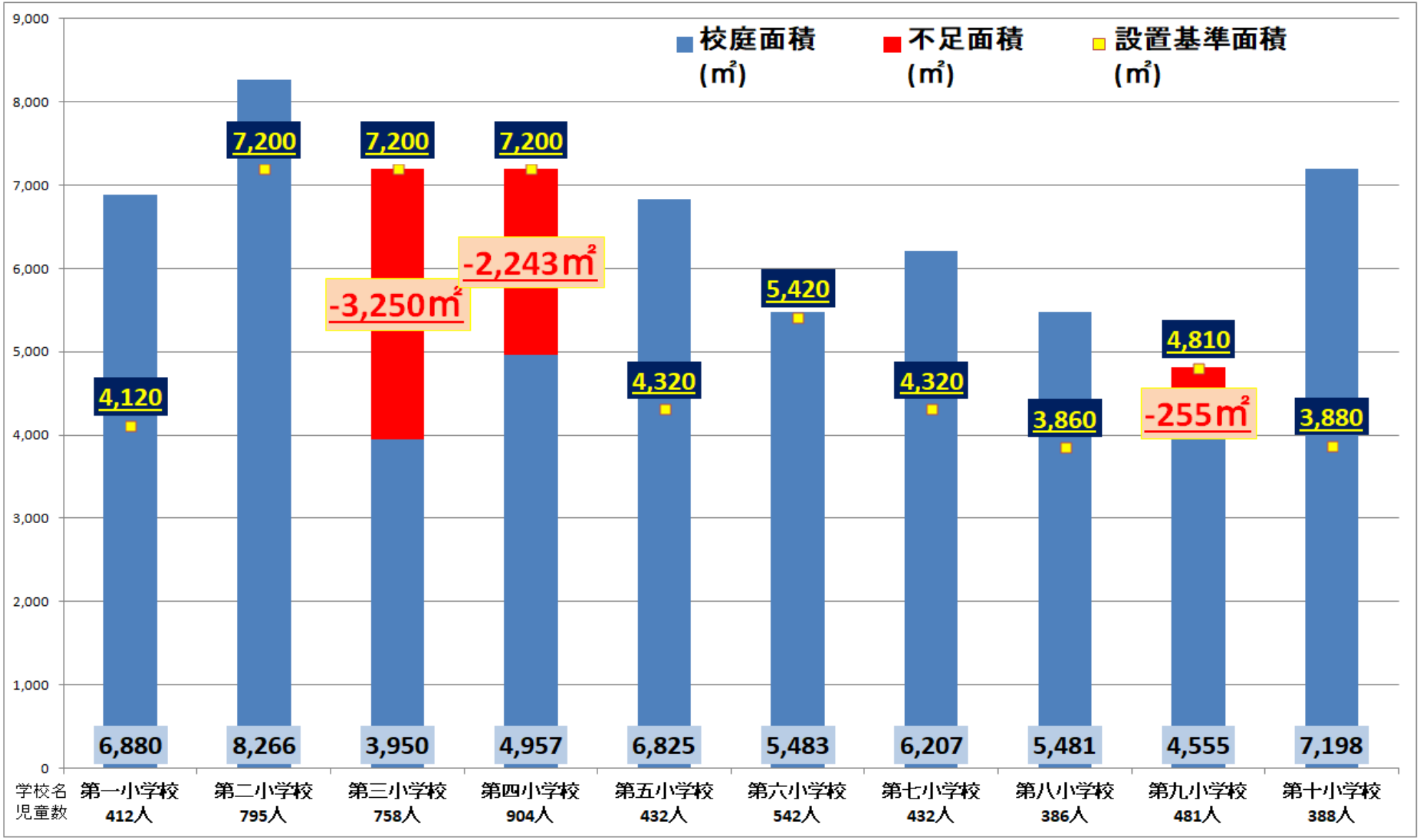

※出典：平成 30 年第 2 回定例会一般質問資料「市立小中学校　校庭面積等一覧」より幸野が作成
※小学校設置基準（省令）で、設置基準面積は「小学校を設置するのに必要な最低の基準とする（第１条２項）」「小学校の設置者は、小学校の編成、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない（第１条３項）」